

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本免第421号
令和7年3月24日
宮城県警察本部長

認知機能検査実施要綱の改正について（通達）

認知機能検査の実施については、「認知機能検査実施要綱の改正について（通達）」（令和4年5月12日付け宮本運教第513号）により運用しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

改正の要点

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正に伴い、免許情報記録個人番号カードに関する事項を追加した。
- 2 認知機能検査受検者名簿の様式を追加した。
- 3 その他文言等所要の整理を行った。

別添

認知機能検査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「検査」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

検査の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 検査の委託

検査を委託する場合は、次の基準を満たすものとの契約によって行い、検査が適正かつ円滑に行われるよう常時指導監督するものとする。

- 1 検査を適正かつ円滑に実施するために必要な数の認知機能検査員（以下「検査員」という。）が置かれていること。
- 2 検査を行うために必要な施設その他の設備を有し、また、当該施設等は高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が確保されていること。
- 3 検査の受付及び実施、検査結果の報告及び管理等を適正かつ確実に行う組織及び能力を有すること。
- 4 その他検査を適正かつ円滑に実施するために、必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

第4 検査員

1 委託により検査を実施する場合

- (1) 検査員は、21歳以上の者であって、公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を終了したもの又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査（以下「審査」という。）に合格したものとする。

なお、認知機能検査員講習の実施は、別に定めるところによる。

- (2) 審査は、次のいずれかに該当する者であることを確認できる書類を添付した認知機能検査員資格審査申請書（別記様式第1号）の提出を受けて行うこと。

ア 認知症の専門医

イ 警察庁又は宮城県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了した者

ウ 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了した者

2 公安委員会が検査を実施する場合

検査員は、21歳以上の者であって、警察庁又は宮城県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了したものとする。

第5 検査における留意事項

- 1 検査は、認知症の診断ではなく、受検者の安全運転を支援するための目的であるので誤解を招く言動がないようにすること。
- 2 検査は、別に定める実施要領により行い、その適正さを欠くことのないようにすること。
- 3 個人情報、適正かつ厳正に管理すること。

第6 受検申請の受理

検査の受検申請の受理は、認知機能検査受検申請書（別記様式第2号）の提出を受けて行うものとし、その際、検査に関する通知書及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）により受検者本人であることを確認すること。

なお、免許証等を紛失したなどの理由により、免許証等によって受検者であることを確認することができない場合には、その他の身分証明書により受検者であることを確認した上で受理すること。

第7 検査の実施要領

検査は、別に定める検査の実施要領により実施する。

なお、検査に当たっては、検査に必要なソフトウェアが搭載されたタブレットを活用しても差し支えない。

また、検査を実施した時は、認知機能検査受検者名簿（別記様式第3号）に記載し、実施状況を明らかにしておくものとする。

第8 認知機能検査等の免除

- 1 法第89条第1項に規定する免許申請書（以下「免許申請書」という。）を提出した日における年齢が75歳以上の特定失効者等のうち、次のいずれかに該当する者については、認知機能検査等を受けていることを運転免許試験の一部免除を受けるための要件とはしないものとする。
 - (1) 免許申請書を提出した日前1年以内に免許を受けた者
 - (2) 免許申請書を提出した日前1年以内に臨時適性検査（認知症の疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた者
 - (3) 免許申請書を提出した日前1年以内に診断書提出命令に基づき診断書（認知症に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出した者
 - (4) 免許申請書を提出した日前1年以内に医師が作成した診断書その他の書類であって、認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているもの（以下「任意の診断書等」という。）を公安委員会に提出した者
- 2 免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものが次のいずれかに該当する場合は、認知機能検査等を受ける必要がないものとする。
 - (1) 更新期間が満了する日前6月以内に免許を受けた場合
 - (2) 更新期間が満了する日前6月以内に臨時適性検査（認知症の疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合

- (3) 更新期間が満了する日前6月以内に診断書提出命令に基づき診断書（認知症に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出した場合
 - (4) 更新期間が満了する日前6月以内に任意の診断書等を公安委員会に提出した場合
- 3 臨時認知機能検査の対象となる基準行為をした日の3月前の日以後に任意の診断書等を公安委員会に提出した場合は、臨時認知機能検査を受ける必要がないものとする。

第9 検査結果等の報告

1 検査結果の報告

- (1) 委託を受けた機関において検査を実施したときは、検査結果を速やかに報告させること。
- (2) 報告内容は、受検者の氏名、生年月日、性別、免許証番号又は免許情報記録の番号（以下「免許証番号等」という。運転免許（仮運転免許を除く。以下同じ。）を受けていたことがある者にあつては、その者が検査を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号等）、検査場所、検査番号、検査日時、時間の見当識及び手がかり再生の各検査項目の点数、総合点、判定、検査種別（更新時認知機能検査、臨時認知機能検査又は任意の認知機能検査の別をいう。）その他必要と認めるものとする。ただし、運転免許を受けたことがない者にあつては、免許証番号等に代えて本籍、国籍等とする。

2 受検者から申出のあった苦情や不服の内容等の報告

委託を受けた機関において、受検者から苦情や不服の申出があった場合は、苦情・不服申出受理報告書（別記様式第4号）により、申出内容等を速やかに報告させること。

第10 検査結果の登録

検査を実施し、又は検査結果の報告を受けたときは、運転者管理システムに確実に登録すること。

第11 検査用紙等の保存

検査と採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙は4年間、検査結果通知書の副本は6か月間保管するものとする。ただし、検査用紙のうち問題用紙については、この限りでない。

また、タブレットを活用して検査を行う場合は、検査用紙及び採点補助用紙に相当する電磁的記録の保存をもって代えることができるものとする。

なお、委託を受けた機関において実施した検査用紙及び採点補助用紙は、速やかに送付させ、検査結果通知書の副本は、受検者が当該通知書を紛失した際に再交付する必要があることから、当該機関において保存させること。

別記様式第 1 号

認知機能検査員資格審査申請書		
年 月 日		
宮 城 県 公 安 委 員 会 殿		
受託機関名		
管理者名		
道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項に規定する認知機能検査に従事する者としての資格審査を申請します。		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
資格申請区分	☐ 認知症の専門医 ☐ 警察庁又は宮城県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修の終了 ☐ 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程の終了又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程の終了	
添 付 書 類		
審 査 結 果	☐ 合格 ☐ 不合格	

注 1 添付書類欄は、資格申請区分を確認できる書類を記入すること。
2 審査結果欄は、記入しないこと。

別記様式第 2 号

認知機能検査受検申請書																
年 月 日																
宮城県公安委員会 殿																
道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項に規定する認知機能検査を受けたいので申請します。																
申請者	住 所															
	氏 名												性別			
	生年月日		年 月 日生										年齢		歳	
	電話番号															
運転免許	交付公安委員会			公安委員会												
	免許番号等			第 号												
	免許種別															
	大型	中型	準中型	普通	大型特	大型自二	普通自二	小型特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大型特二	けん引二	
※ 検査年月日			年 月 日													
※ 検査結果			☐ おそれなし ☐ おそれあり													
※ 検査場所			宮城県運転免許センター													
手数料確認欄																

注 1 ※欄は、実施機関で記入する。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

年 月 日

交 通 部 運 転 免 許 課 長 殿

実施者名

苦情・不服申出受理報告書
検査について、次のとおり申出があったので報告します。

申 出 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
	電 話 番 号	
	検査受検日時	年 月 日(: ~ :)
苦情・不服 内 容		
対 応 状 況		